

地域リハビリテーション支援センター（概要）

1 目的

本事業は、おおむね二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センター（以下「支援センター」という。）を指定し、当該支援センターを拠点として、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援し、地域におけるリハビリテーションのシステム化に資することを目的とする。

2 事業経緯

平成 11 年度 国が「地域リハビリテーション推進事業」を開始

平成 13 年度 都において地域リハビリテーション支援事業開始

平成 17 年度 国が「地域リハビリテーション推進事業」を廃止（老健局通知）
⇒ 東京都単独事業として実施

平成 18 年度 全 12 二次保健医療圏に支援センターの設置完了

3 事業内容

（1）必須の役割（全支援センター共通）

ア 地域リハ力の向上

- ・OT、PT、STを対象とした症例発表会の開催
- ・かかりつけ医へのリハ知識・技術情報提供 等

イ 訪問・通所リハの支援

- ・リハ施設従事者とケアマネジャーとの交流の場の設定
- ・標準研修テキストによるケアマネジャーへの研修の実施 等

ウ 地域リハ関係者の連携強化

- ・地域リハビリテーション支援事業の情報提供・共有のための地域連絡会開催 等

（2）選択する役割（地域の実情による）

ア 区市町村による在宅リハビリテーション支援事業等への支援

イ 脳卒中医療連携推進事業への支援

ウ 高次脳機能障害のリハビリテーション事業への支援

エ 地域で特にニーズの高いテーマに関する研修等

4 令和 4 年度委託料（参考）

2,965,200円/1施設

地域リハビリテーション支援センター指定基準

地域リハビリテーション支援センターの指定基準は、以下のとおりとする。

1 診療体制

地域におけるリハビリテーションの拠点病院としての役割を果たすことのできる専門的医療体制を有すること。

（1）従事者

ア リハビリテーションに関する専門医が配置されていること。なお、専門医は、常勤又は非常勤であっても常勤に近い勤務になるよう努めること。

イ 理学療法士及び作業療法士が常勤で配置されており、かつ、原則として言語聴覚士が配置されていること。

ウ ソーシャルワークに従事するものが配置されていること。

（2）医療施設

ア 「特掲診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）第 9 に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）の脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）に関する施設基準に係る届出を行った医療施設のうち、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が常勤で従事しており、理学療法、作業療法及び言語療法いずれも適切に実施できる体制を整えている施設

イ 「特掲診療料の施設基準等」第 9 に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）及び運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）及び運動器リハビリテーション料（Ⅰ）に関する施設基準に係る届出を行った医療施設

2 連携体制

（1）紹介患者の受入れ、逆紹介等の他の医療機関等との連携体制を有していること。

（2）他の医療機関等に支援を求める、又は、地域の医療機関、福祉施設等が行っているリハビリテーションを支援する等の協力関係を有すること。

3 相談体制

地域の医療機関、福祉施設等からのリハビリテーションに関する相談等に応じ、必要な情報を提供できる体制にあること。

4 研修体制

地域のリハビリテーションに携わる従事者、家族の会、又はボランティア等関係団体に対し、必要な研修を実施できる体制にあること。